

大使館からのお知らせ（ポーランド国内の制限の一部緩和等について（４月１７日））

<ポイント>

○新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に関するポーランド国内の制限の一部緩和について

○１６日から実施されている「公共の場において口と鼻を覆う義務」の違反に伴う罰則について

１ １６日夜に行われたモラヴィエツキ首相及びシュモフスキ保健大臣の合同記者会見において、現在実施されている日常生活及び経済活動への国内制限措置の段階的な解除行程案の発表がありました。その第一段階として、２０日（月）から以下のとおり一部制限が緩和されますのでお知らせします。なお、第二段階以降の解除措置につきましては、解除時期が判明次第、追ってお知らせいたします。

- （１）レクリエーション目的での移動制限が解除されます。ただし、外出の際は２メートルの距離を保ち、口鼻を覆う必要があります。
- （２）公園及び森林地域へのアクセス制限が解除されます。ただし、遊具やプレイグラウンドは引き続き閉鎖されます。
- （３）１３歳以上の未成年は親の同伴なしで外出が可能となります。
- （４）店舗への入店人数制限が緩和されます。面積が１００㎡未満の店舗はレジ１台につき４人まで、１００㎡以上の店舗は面積１５㎡あたり１人の計算で入店が可能となります。
- （５）宗教的行事への参加人数制限が緩和されます（面積１５㎡あたり１人）。
- （６）農業従事者のマスク等の着用義務が解除されます。

２ 昨１６日から実施されている「公共の場での口と鼻を覆う義務」につきまして、違反の場合、最高５００ズロチの罰金を科せられる可能性がありますので、ご注意ください。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：＋４８ ２２ ６９６ ５００５

※開館時間のみ[09:00～12:30, 13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号（＋４８ ２２ ６９６ ５０００）へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うことになります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆ＨＰ：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html